

1

令和4年第2回

多治見市議会臨時会議案

令和4年5月9日

目 次

報第3号	専決処分の報告について	1
報第4号	専決処分の報告について	2
報第5号	専決処分の報告について	3
報第6号	専決処分の報告について	8
報第7号	専決処分の報告について	9
承第2号	専決処分の承認を求めるについて	11
承第3号	専決処分の承認を求めるについて	14
議第57号	多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部 を改正するについて	16
議第58号	多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて	17
議第59号	多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて	18
議第60号	物品供給契約の締結について	21
議第61号	物品供給契約の締結について	22
議第62号	市道路線の廃止及び認定について	23

報第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年5月9日提出

多治見市長 古川 雅典

専第3号

損害賠償の額を定めるについて

令和3年5月26日午前9時40分頃、市内平和町5丁目地内の交差点付近において、本市職員（三の倉センター所属）の運転する公用車が、県道15号線を東進中に、北路外から同線の左側車線に停止していた車列の間を抜けて右折しようと進入してきた軽自動車と接触し、同車両左前部及び左側面を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月30日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 24,543円

報第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年5月9日提出

多治見市長 古川 雅典

専第8号

損害賠償の額を定めるについて

令和4年2月1日午後6時45分頃、市内大藪町字八反田地内において、市道914800線を北西方向に走行中の普通自動車が、アスファルトの剥離により路肩に生じた段差部分にはまり、同車両左側前輪のタイヤ及びホイールを破損した。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年4月18日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 159,086円

報第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年5月9日提出

多治見市長 古川 雅典

専第4号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日

多治見市長 古川 雅典

1 権利放棄の内容 水道料金の未収金

2 債務者 3 権利放棄する金額

2 債務者		3 権利放棄する金額
	住所	氏名
		計 1,729,922 円
債務者 1	****	** **
債務者 2	****	** **
債務者 3	****	** ***
債務者 4	****	** **
債務者 5	***	** *
債務者 6	***	** **
債務者 7	***	** **
債務者 8	****	** **
債務者 9	****	** **
債務者 10	****	** **
債務者 11	****	** ***
債務者 12	****	* **
債務者 13	****	** **
債務者 14	****	** **
債務者 15	****	** **
債務者 16	****	** **
債務者 17	****	** **
債務者 18	****	** ***
債務者 19	****	** **
債務者 20	****	** ***
債務者 21	****	** **
債務者 22	*****	** **

債務者 23	****	***** ****	8,229 円
債務者 24	****	* *	15,675 円
債務者 25	*****	** **	66,712 円
債務者 26	****	** **	5,995 円
債務者 27	***	** **	22,706 円
債務者 28	****	** **	11,831 円
債務者 29	***	** * **	9,771 円
債務者 30	****	** **	24,900 円
債務者 31	****	** **	41,149 円
債務者 32	****	** **	22,289 円
債務者 33	****	***** ** ***** ** **	27,763 円
債務者 34	****	** **	12,754 円
債務者 35	****	** * **	336 円
債務者 36	*****	** **	19,920 円
債務者 37	****	** * **	1,447 円
債務者 38	****	** **	3,196 円
債務者 39	****	** **	11,703 円
債務者 40	****	** ***	2,450 円
債務者 41	****	** **	9,815 円
債務者 42	****	** ***	7,363 円
債務者 43	****	** ***	14,838 円
債務者 44	****	** ***	12,666 円
債務者 45	****	** ***	3,347 円
債務者 46	****	** **	11,889 円

債務者 47	****	** **	2,688 円
債務者 48	****	** **	5,641 円
債務者 49	*****	** **	14,900 円
債務者 50	****	** **	1,306 円
債務者 51	****	** **	1,846 円
債務者 52	****	***** * *****	42,657 円
債務者 53	*****	** **	7,613 円
債務者 54	****	** **	4,114 円
債務者 55	*****	** **	3,315 円
債務者 56	****	** **	598 円
債務者 57	****	** **	33,609 円
債務者 58	****	** *	16,317 円
債務者 59	****	** ***	819 円
債務者 60	****	** **	2,289 円
債務者 61	****	** **	840 円
債務者 62	****	** *	4,000 円
債務者 63	****	** **	8,218 円
債務者 64	****	** **	53,823 円
債務者 65	****	* **	1,270 円
債務者 66	****	** **	4,599 円
債務者 67	*****	*** *****	275,189 円
債務者 68	***	** *	1,270 円
債務者 69	****	** **	290,133 円
債務者 70	****	** **	43,434 円
債務者 71	****	** **	15,473 円

4 権利放棄の理由

債務者 1 から 70 まで	対象の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあるため。
債務者 71	破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定により債務者が対象の債権についてその責任を免れたため。

報第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年5月9日提出

多治見市長 古川 雅典

専第5号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日

多治見市長 古川 雅典

- 1 権利放棄の内容 生活保護法第26条の規定による保護の廃止に伴う生活保護費返還金の未収金
- 2 債務者 **** ** **
- 3 権利放棄する金額 103,460円
- 4 権利放棄の理由 債務者が死亡し、相続人が確認できないため徴収停止の措置をとった債権について、その後1年以上経過しても、なおその債務に関する相続人を確認できないため。

報第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年5月9日提出

多治見市長 古川 雅典

専第2号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月7日

多治見市長 古川 雅典

1 事件名 土地賃借料等請求事件

2 当事者 原告 多治見市 代表者 多治見市長 古川 雅典

被告 * * * * *

* * * *

3 事件の概要

- (1) 平成18年3月31日、原告と被告は、多治見市笠原町字上原1060番2（90.74㎡）の土地賃貸借契約を締結した。
- (2) 被告は、平成23年度の賃料の一部及び平成24年度から令和2年度までの賃料を支払っていない。
- (3) 令和3年12月17日、原告は、被告に対し、未払賃料の支払を求める文書を送付したが、被告からの支払はない。
- (4) 平成23年度の未払賃料と平成24年度から令和2年度までの未払賃料の合計は、226,685円である。

4 請求の要旨

- (1) 被告は、原告に対し、未払賃料及び訴状送達から支払日に至るまでの遅延損害金を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

5 訴訟物の価額 一金 226,685円

- 6 その他 本件については、必要に応じ、上訴その他必要な措置を行うことができるものとする。

承第2号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年5月9日提出

多治見市長 古川 雅典

専第6号

多治見市税条例の一部を改正するについて

多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日

多治見市長 古川 雅典

多治見市条例第11号

多治見市税条例の一部を改正する条例

多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項第5号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の

所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第55条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第84条の2中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第84条の3中「証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

附則第9条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第9条の3第7項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第9項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第11条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の多治見市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承第3号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年5月9日提出

多治見市長 古川 雅典

専第7号

多治見市都市計画税条例の一部を改正するについて

多治見市都市計画税条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日

多治見市長 古川 雅典

多治見市条例第12号

多治見市都市計画税条例の一部を改正する条例

多治見市都市計画税条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第5項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第6項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「(平成30年法律第3号)附則第22条」を「(令和3年法律第7号)附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第15項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで若しくは第40項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多治見市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定（附則第6項の規定を除く。）は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第6項の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議第57号

多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するについて

多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正するものとする。

令和4年5月9日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に220分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

議第58号

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和44年条例第2号）の一部を次のように改正するものとする。

令和4年5月9日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和44年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に220分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

議第59号

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和4年5月9日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(多治見市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 多治見市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第18条の4第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「同項」の次に「各号列記以外の部分」を加え、「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改め、同条に次の1項を加える。

6 保育士又は幼稚園教諭(多治見市保育所の設置及び管理に関する条例(昭和60年条例第1号)第2条に定める保育所又は多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例(昭和55年条例第37号)第2条に定める幼稚園で勤務する者に限る。)に対する第2項及び第3項の規定の適用については、第2項各号列記以外の部分中「100分の120」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の107.5」と、第3項中「100分の67.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

第2条 多治見市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の4第6項を削る。

(多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成15年

条例第28号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

(多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

第4条 多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成15年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

(多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項及び第30条中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の多治見市職員の給与に関する条例(第1号イにおいて「新給与条例」という。)第18条の4第2項(同条第3項、第3条の規定による改正後の多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第9条第2項又は第4条の規定による改正後の多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例第6条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第6項並びに多治見市職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第2条の2第1項から第3項まで若しくは第6項若しくは第18条の4第4項若しくは第5項(多治見市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)第8条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、多治見市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第1号)第4条又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成16年条例第21号)第4条第1項若し

くは第8条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与条例第18条の4第2項に規定する特定管理職員（次号イにおいて「特定管理職員」という。） 107.5分の15

ウ 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員又は多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例第5条第1項第1号に規定する第1号任期付研究員若しくは同項第2号に規定する第2号任期付研究員 222.5分の15

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定管理職員 62.5分の10

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議第60号

物品供給契約の締結について

救助工作車Ⅱ型購入について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和4年5月9日提出

多治見市長 古川 雅典

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 救助工作車Ⅱ型購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 142,780,000円 |
| 4 契約の相手方 | 岐阜市金園町3丁目25番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 白井 潔 |

議第61号

物品供給契約の締結について

消防ポンプ自動車（CD-1型）購入について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和4年5月9日提出

多治見市長 古川 雅典

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 消防ポンプ自動車（CD-1型）購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 20,900,000円 |
| 4 契約の相手方 | 岐阜市金園町3丁目25番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔 |

議第62号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和4年5月9日提出

多治見市長 古川 雅典

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	3127	331701	多治見市 小名田町7丁目28番 同 市 小名田町7丁目59番	地先から 地先まで	
認定	3127	331701	多治見市 小名田町7丁目25番3 同 市 小名田町7丁目59番	地先から 地先まで	